

問11 補償給付

公害健康被害の補償としてどういう給付が行われていますか。

答 認定されている方又はそのご遺族などに支給される補償給付は、次の7種類です。

- 1 療養の給付及び療養費
- 2 障害補償費
- 3 遺族補償費
- 4 遺族補償一時金（遺族補償費が支給されない場合に
限られます。）
- 5 児童補償手当（現在では対象者がいません。）
- 6 療養手当
- 7 葬祭料

問12 補償給付

療養の給付とはなんですか。

答 療養の給付とは、被認定者が、公害医療機関に公害医療手帳を提示し、治療費を支払うことなく、認定疾病の診察や治療を受けることをいいます。

なお、療養の給付には、次のようなものがあります。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 医学的処置、手術及びその他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 6 移送

また、公害医療機関とは、次のものを指します。

- ①健康保険法に基づく指定を受けた病院・診療所、薬局
- ②生活保護法に基づく指定を受けた病院・診療所、薬局など
- ③このほか環境省令で定める病院・診療所、薬局など

問13 補償給付

療養費とはなんですか。

答

療養費は、医療機関にいったん治療費を支払った後、その費用を請求するもので、療養の給付に代えて行われるものです。

緊急その他やむを得ない事情があつて、公害医療機関以外の医療機関で認定疾病の診察などを受けた場合や公害医療機関を辞退した医療機関で受診した場合などが該当します。

療養費を請求される場合は、愛知県知多保健所にご相談ください。

問14 補償給付

旅行先などの他の地域でも公害医療手帳を提示して診察や治療が受けられますか。

答 被認定者にお渡ししている公害医療手帳は、全国の公害医療機関で使うことができ、認定疾病の診察などが受けられます。外出する時や旅行には必ず持参してください。

なお、受診された医療機関がこの制度を知らない場合は、愛知県環境部環境政策課へ連絡するようにお願いしてください。

問15 補償給付

医療機関では、認定疾病のほか、他の疾病の治療を受けられますか。

答 公害医療手帳を提示して療養の給付を受けることができるのは、認定疾病に限られます。

認定疾病以外の疾病の治療は、公害医療手帳ではできないため、健康保険など各種社会保険制度などにより治療を受けることになります。



問16 補償給付

老人保健施設や特別養護老人ホームで認定疾病の治療を受けましたが、どうすればよいですか。

答

1 老人保健施設の場合

老人保健施設は、疾病、負傷などにより、介護が必要な老人を対象とする施設で、医師がいますので診察などを受けることができます。

認定疾病の診察などを受けた場合は、公害医療機関であれば療養の給付の対象となり、公害医療機関でなければ、療養費の支払い対象になります。

2 特別養護老人ホームなどの場合

特別養護老人ホームなどは、医療機関ではありませんので、通常は診療などを受けられません。

しかし、施設に医師がいる場合や施設に医師が往診した場合は、認定疾病の診療などを受けることができ、療養の給付などの対象となります。

なお、施設がこの制度を知らない場合は、愛知県環境部環境政策課へ連絡するようお願いしてください。